



宮崎労働局発表
令和4年3月29日

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
(担当)
部 長 小川 和人
職業対策課長 田之上 睦子
(電話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について

～延べ約3万件の支給決定を行い、
34万人（延べ）を超える労働者の雇用の維持を支援しました。～

宮崎労働局（局長 田中大介）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金（特例措置）の支給決定状況について、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

＜ 雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数（3月18日現在（速報値）） ＞

- ・支給申請件数（①）：31,167件
- ・支給決定件数（②）：30,499件
- ・支給決定率（②/①）：97.9%
- ・休業対象労働者数（延べ人数）：340,590人

＜ 雇用調整助成金の申請状況＞

- ・雇用調整助成金の申請は、令和3年8月に適用された「まん延防止等重点措置」の影響により、令和3年10月には申請件数が1,730件に達したが、その後の感染者数の減少とともに申請件数も減少していき、令和4年1月には916件となった。
- ・しかし、年明けからの新型コロナ感染の再拡大より、同年1月に再び「まん延防止等重点措置」が適用されたことから、令和4年2月の申請件数は1,021件と増加傾向に転じている。

【令和3年3月から令和4年2月の申請件数の動き】

R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
2,060 (29.6)	1,368 (▲33.6)	1,361 (▲0.5)	1,376 (1.1)	1,395 (1.4)	1,403 (0.6)
R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2
1,553 (10.7)	1,730 (11.4)	1,281 (▲26.0)	984 (▲23.2)	916 (▲6.9)	1,021 (11.5)

(※) 括弧内は前月比増減率を示す。

<雇用調整助成金とは>

- ・ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）を助成する制度。
- ・ 令和2年4月から適用されている新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置については、5月以降、段階的に縮小を行うという方針のもと、地域特例^(※1)と業況特例^(※2)は、令和4年6月末まで現在の助成内容を継続する。原則的な措置については、令和4年6月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限について令和4年1月と2月は11,000円、3月以降は9,000円に段階的に見直す。また、令和4年1月から、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断する。

(※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※ 重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※ 各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。

なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。